

# 随心院蔵の平家物語断簡について

小林 芳 規

随心院経蔵に、平家物語の一節に通ずる文章を記した断簡が伝えられている。僅かに三紙のみであるが、福原遷都の章段のうち、「諸国所々都遷事」の内容に合っている。そこで、その全文を影印と翻字とによって紹介し、併せて気付いたことの若干に言及することにする。

始めに、書誌的事項について述べる。

本資料は、随心院経蔵の今回の調査にて、聖教函第十一函第二十号と整理番号が付せられた。当初、第十一函には三紙のうちの一紙だけが存し、他の二紙は他函に紛れていたものである。装幀は、袋綴装の仮綴であるが紙縫もなく各紙が離ればなれになっている。料紙は薄手の楮交り斐紙で、界線もなく、一頁に九行が書かれている。本文は漢字片仮名交り文で、仮名のうちテニヲハの類は小書きされている。一行字数は凡そ十七字〜二十字程度である。料紙の法量は、縦が二六・五糎、横が一九・八糎である。内題に「遷都」とあるが、奥書も印もないので、伝来や筆者は未詳である。書写年時も明らかでないが、字体等から推して、室町時代前期、降っても中期以前かと思われる。

本文は、内題の「遷都」に続いて、「夫神武天皇ト申ハ」から始まり、「是ハ偏ニ入道殿ノトクトソ覚也<sup>云</sup>」で終わって、首尾が整った形を示している。

これを、平家物語の現存諸本と比較したところ、次のようなことが分った。先ず、随心院経蔵より出現した本資料（以て、随心院蔵の平家物語断簡について

下「隨心院本」と称す)の冒頭を見るに、その二文は、次のようである。

夫神武天皇ト申ハ地神五代ノ帝位彦ナキサタケ鶺鴒羽不尊合尊第四ノ王子御母ハ玉ヨリ姫海神ノ御女也神代十二代ノ跡ヲウケ仁王万世初帝祚也

これに対応する本文を、現存諸本は次のように伝えている。

○四部合戦状本卷第五

抑神武天王受<sub>サセ</sub>下<sub>シ</sub>在<sub>シ</sub>、天神七代地神五代十二代御末<sub>上</sub>・人代百王首<sub>ハメ</sub>御門御在<sub>セ</sub>西<sub>平</sub>年(下略)

○長門本卷第九

神武天皇天神七代地神五代十二代の御すへをうけて人代百王の始の御門にて御座ししが、かのとの西の年(以下略)

○延慶本第二中

抑代々ノ御門遷都ノ事先蹤ヲ尋ルニ神武天皇ト申奉ハ地神五代ノ帝彦波瀲武鷺鶺鴒草葺不合尊ノ第四ノ皇子御母玉依姫海神大女也神代十二代後西<sub>辛</sub>歳日向国宮崎ノ郡ニテ人王百王ノ宝祚ヲ継給テ

○屋代本卷第五

都遷ハ是非<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>先蹤<sub>モ</sub>神武天皇ト申スハ・地神五代苗裔<sub>イ</sub>彦波瀲武鷺鶺鴒草葺不合尊ノ弟<sub>第</sub>四ノ王子御母ハ・玉依<sub>タ</sub>姫<sub>ヒメ</sub>天神七代神ノ代十一代ノ跡ヲウケ人代百王ノ帝祖ナリ

○百二十句本卷第五

都遷ハ是<sub>レ</sub>先蹤無<sub>ニ</sub>非<sub>ス</sub>・神武天皇ト申ハ・地神五代ノ帝・彦波瀲武鷺鶺鴒草葺不合尊第四ノ皇子・御母ハ玉依<sub>タ</sub>姫<sub>ヒメ</sub>・天神七代ノ神ノ世十二代ノ跡ヲ受ケ・人皇百代ノ帝祖也・

○平松家本卷第五

都遷是非<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>先蹤<sub>モ</sub>神武天皇ト申ハ地神五代帝彦波瀲武鷺鶺鴒草葺不合尊第四皇子御母玉依<sub>タ</sub>姫<sub>ヒメ</sub>天神七代神世十二代跡ヲ

受人代百王帝祖也

○竹柏園本卷第五

諸国代々都遷事

都遷是非無<sup>ニ</sup>先蹤<sup>一</sup>神武天皇<sup>ト</sup>申<sup>ハ</sup>地神<sup>五</sup>七代帝彦波汶武鸕鷀草不合尊<sup>ノ</sup>第四<sup>ノ</sup>王子御母<sup>ハ</sup>玉依姫天神七代神代十二代跡<sup>ヲ</sup>受人代百王帝祖也

○鎌倉本卷五

都遷ハ是非無先蹤神武天皇ト申ハ地神五代ノ帝彦波汶武鸕鷀草不合尊ノ尊ノ第四皇子御母ハ玉依姫海神ノ娘也世十二代ノ迹ヲ受人代百王ノ帝祖也

○覚一本（日本古典文学大系所収本による。振仮名を除く）

みやこうつりは是先蹤なきにあらず。神武天皇と申は地神五代の帝、彦波激武鸕鷀草不合尊の第四の王子、御母は玉より姫、海人のむすめなり。神の代十二代の跡をうけ、人代百王の帝祖なり。

○兩足院本卷第五

都遷ハ先蹤はナキニ非<sup>ス</sup>神武天皇ト申奉<sup>ハ</sup>地神五代帝彦波激武鸕鷀<sup>ハ</sup>草草不合尊<sup>ノ</sup>第四<sup>ノ</sup>皇子御母<sup>ハ</sup>玉依姫海神<sup>ノ</sup>御娘神代十二代ノ跡ヲ受人代百王帝祖也

○八坂本卷第五

都遷しハ是先蹤なきにあらず神武天皇ハ地神五代の帝彦波激武鸕鷀草不合尊の第四の王子御母ハ玉依姫天神七代地神五代神の代十二代の跡をうけ人代百王の帝祖也

右の諸本のうち、「都遷は是先蹤無きに非ず」の語句を除くと、相違の大きいのは、「海神ノ娘也」の語句の有無である。この語句を有するのは、

延慶本——海神大女也

鎌倉本——海神ノ娘也

寛一本——海人のむすめなり

両足院本——海神御娘

の諸本である。但し用字には、隨心院本と少異があつていざれとも完全には一致しない。

次に、隨心院本の冒頭の二文に続く、第三文以下について、延慶本と比べると、延慶本の方が挿入語句が多くて大差のあることが分る。そこで、鎌倉本・寛一本・両足院本及び百二十句本について、第三文以下の十文までの比較をし、その異同を表示する。(片仮名の小字は大字とし、合符及び百二十句本の朱引・句切点を省いた)

隨心院本	鎌倉本	寛一本	両足院本	百二十句本
皇王ノ宝祚ヲ統也	皇王ノ宝祚ヲ繼	皇王ノ宝祚をつぎ	皇帝ノ宝祚ヲ繼	皇王ノ宝祚ヲ繼テ
此大和国ト名付クル	コノ比ハ大和国ト名付タル	このごろ大和国となづけたる	此比大和国ト号タル	頃ハ大和ト名付タル
ウネ火ノ山ヲテンシ櫃 原ノ宮トハ名付タリ	畝氷ノ山ヲ点シテ帝都ヲ立櫃原ノ地ヲ伐扨テ宮室ヲ造給フ是ヲ櫃原ノ宮ト名付タリ	うねびの山を点じて帝都をたて柏原の地をきりはらて宮室をつくり給へり。これをかし原の宮となづけたり	畝火山ヲ点シテ帝都ヲ立テ櫃原地ヲ切扨テ宮室ヲ作り給り是ヲ櫃原宮号タリ	畝火山ヲ点テ帝都ヲ立テ櫃原ノ地ヲ伐扨テ宮造シ玉フ是ヲ櫃原宮トハ申ス也
其後代々ニ帝都ヲ	其ヨリ以来代々ノ帝王都ヲ	それよりこのかた、代々の帝王、都を	其ヨリ以来代々ノ帝王都ヲ	シカツシヨリ以来代々ノ帝王都ヲ
他国他所工	他国他所へ	他国他所へ	他国他所へ	他国他所へ

被遷事三十餘度也	被移事三十度ニ余四十度ニ及ヘリ	うつさるゝ事卅度にあり、四十度にをよべ	遷サルゝ事卅度余テ四十度及リ	移ルゝ事三十度ニ余リ四十度ニ及ヘリ
神武天皇ヨリシテ景行天皇マテ十代ハ	神武天皇ヨリ景行天皇マテ十二代ハ	神武天皇より景行天皇まで十二代は	神武天皇より景行天皇マテ十二代ハ	神武天皇ヨリ景行天皇マテ十二代ハ
他国ニハ終ニ不被遷	他国ヘハ終不被遷	他国ヘはつるにうつされず	他国ヘハ竟遷サレス	他国ヘハ終ニ遷サレス
然	而ヲ	しかるを	而	而ルヲ
近江国ニウツリ	大和ヨリ近江国ニ遷テ	近江国にうつて	近江国ニ遷テ	大和ヨリ近江国ニ遷シ
長門国ニ徒テ豊良郡ニ立	近江国ヨリ長門国ニ遷テ豊浦ノ郡ニ城ヲ立	長門国にうつて豊浦郡に都をたつ	長門国遷テ豊浦ノ郡ニ都ヲ立ツ	近江国ヨリ長門国ニ遷テ豊浦郡ニ都ヲ立
御代ヲ請取セ給テ新羅百濟鬼界高麗ケキタン迄政隨サセ給テ	御代ヲ受取セ給テ女帝トシテ鬼海高麗荆且マテ政隨サセ給ヒケリ	御世をうけとらせ給ひ、女躰として、鬼界高麗契丹までせめしがへさせ給ひけり	女帝トシテ御代ヲ受取セ給ツゝ鬼界高麗荆且マテ責隨サセ給ケリ	御代ヲ受取セ玉フ女帝トシテ新羅百濟高麗契丹マテモ政隨ヘサセ玉ヒケリ
帰給テ後筑前国三笠郡ニシテ皇子御誕生アリ	異国ノ軍ヲシツメサセ給テ後筑前国三笠郡ニシテ皇子御誕生	異国のいくさをしづめさせ給ひて後、筑前国三笠郡にして皇子御誕生	異国ノ軍静テ帰朝後筑前国三笠郡ニシテ皇子御誕生	異国ノ軍ヲ鎮サセ玉ヒテ後筑前国三笠郡ニシテ皇子御誕生

これによると、随心院本は語り系諸本に近いが、それらとも少異のあることが分る。その相違の主な点は、接続語の異同等の他、語り系諸本にある語句の存しないもの（…の傍点の語句）が目立っている。これは、随心院本が、語り系

諸本の本文に基づいて、抄録したか、或いは語り系諸本が、随心院本の本文に語句を増加したかの、二つの場合が考えられる。

最後に、随心院本の末尾は、次の文章で終っている。

然所入道相国於福原<sub>二</sub>新都<sub>一</sub>企無謂事<sub>ト</sub>ソ京<sub>ニモ</sub>田舎<sub>ニモ</sub>日本<sub>人</sub>同ク申合ケル左□ハ此事竟ニ不成就者也 於此ノ兵庫ノ嶋ノ繁昌至テ今日出度事也 是ハ偏ニ入道殿ノトクトソ覚也<sub>云</sub>、

これに対応する箇所を、語り系諸本は次のように伝えている。鎌倉本の本文で示す。

先祖〔先祖〕を二度書き片方をミセケチノ帝指モニ執シ被思食ケル都ヲ指ル故ナキニ他国他所へ被移ケルコソ淺益ケル<sub>(云)</sub>平城先帝内侍督ノ勸ニヨテ既此京ヲ他所へ遷サムト為サセ給シヲ大臣公卿諸国ノ人民背申シカハ不被移シテ止ニキ一天ノ君万乗ノ主タニ遷へ給ヌ都ヲ入道相国人臣ノ身トシテ被移ケルソ怖シキ 是ハ国々ノ異賊責上リ平家都ニ跡ヲ不留山林ニ可交前表カトソ人申ケル

この文章に続いて、旧都は荒れ放題の状況を描き、二首の落首が記されている。延慶本も同趣であつて、「一天ノ君万乗ノ主タニモ移シ得給ハヌ都ヲ入道凡人ノ事トシテ思企ラレケルコソ畏<sub>レ</sub>ケレ<sub>レ</sub>」云々と述べて、落首が記されている。管見に入つた他の本文も同様である。

こうして見ると、随心院本の末尾の文章は、現存の平家物語の本文と甚しく相違していることになる。特に、「於此ノ兵庫ノ嶋ノ繁昌至テ今日出度事也 是ハ偏ニ入道殿ノトクトソ覚也<sub>云</sub>」は、平家物語の主題や筋立てから見て、不自然であり、違和感を持たせるものである。

一体、この随心院本は、今までに知られている平家物語の本文に対して如何なる関係にあるのであろうか。平家物語成立より後の室町時代の書写であるという書写時期にとらわれないで考えれば、平家物語成立の一素材という見方も許されるかも知れないが、室町時代書写で、しかも本文が語り系諸本に近い点を考慮すれば、そのような系統の本から抄

出した文章と考えた方が穩当であろう。「遷都」という内題が添えられ、末尾が「云々」で終っているのも、その感を強くさせる。

臆測が許されるなら、「此ノ兵庫ノ嶋ノ繁昌」の表現から見て、この文章の抄出者は、兵庫にゆかりの者ではなからうか。平家物語の「都遷」の中から、「諸国所々都遷事」の文章を抄出し、その終りに「於此ノ兵庫ノ嶋ノ繁昌至テ今日出度事也」以下の文章を加えたのではあるまいか。

さすれば、随心院経蔵より新出の三紙は、当初からこの「遷都」の一節だけが書かれ、これで完結していたものであって、他の章段は存しなかった可能性がある。若しそう考えるなら、小考の標題は「平家物語断簡」とするより、「平家物語抜書」とする方が適わしいことになる。

以下にその全文の影印と翻刻を掲げる。



室后大和國岩根者櫻宮ニシテ二女弟  
 天皇同國輕鴻明カリ宮跡筑仁徳天皇  
 元年構津國難波遷其津宮御倉履  
 中天皇二年大和國移十市冰都立  
 懿生天皇元年八四國移嵯垣宮此  
 兒教天皇四十六年大和國泊瀨籬宮此  
 繼體天皇六年山城國都津城移十二年  
 仁祖國宮鹿谷宮紀天皇元年大和國  
 移中ノノ入野宮此乃孝德天皇也  
 構津國長柄移名豐新宮此移源朝天皇  
 二年大和國移宮中宮此生天智天皇六  
 年近江國信大津宮注云大和天皇二年  
 大和國移宮本宮宮此信長滿具奈門  
 十一年持統天皇二代五朔周國藤原宮  
 四皇元明天皇光仁天皇五十七代奉言京  
 春日里此信然桓帝天皇也辛延曆三年  
 十月一日奈良良室自宮此俄國長臣  
 移十年此西日本綱言藤原小室好敏  
 左末紀ノ子也大和都月御等御村

門軍郡守之村也見之其差試地新  
 見之在舊新右邊序而來報音音四種  
 相見古古市朝之三下申以  
 歌也望望度大明帝生惟一磨一守  
 廿一日長留皇孫被殺帝包廿三號  
 三百十年身皇孫送臣之凡代之以門  
 都心從工社多事後有在極寺天皇如  
 中勝皇地未見之下皇也古才人等作村長  
 各一手持上上之八段幽籠鎧甲高懸  
 鐵子吳持于東山岑一西而立了被埋  
 末代及也此京仁仁移事五之洪立養  
 神狀也御公末一廿廿天下事出建  
 上言汝等頻唯鳴動時常塚一冬下  
 古手宮宗言手安城上言安城下書多  
 都心在謂事上京言四言毛日牛國入  
 同申會午比た之申建竟不感就者楚於  
 是偏也通取之皇白至之今國光高書也

(一オ)  
遷都

夫神武天皇ト申ハ地神五代ノ帝位彦ナキサタケ  
鵜羽不葺合尊第四ノ王子御母ハ玉ユリ姫海神ノ  
御女也神代十二代ノ跡ヲウケ仁王万世初帝祚也  
辛酉年日向國宮崎郡ニノ皇王ノ宝祚ヲ統也五十九  
年ト云シ己未年十月ニ東征メ豊葦原ノ中津國ニ  
留テ此大和國ト名付クルウネ火ノ山ヲテンシ檀原ノ  
宮トハ名付タリ其後代メニ帝都ヲ他國  
他所エ被遷事三十餘度也

(一ウ)  
神武天皇ヨリシテ景行天皇マテ十代ハ大和國

郡メニ都ヲ立テ他國ニハ終ニ不被レ遷然成務天皇

元年ニ近江國ニウツリ志賀郡ニ都ヲ立仲哀

天皇二年ニ長門國ニ徒<sup>(徒)</sup>豊良郡ニ立其國

彼郡ニシテ帝カクレサセ給シカハ后神功皇后ノ御

代ヲ請取セ給テ新羅百濟鬼界高麗ケキタン

迄<sup>(迄)</sup>政<sup>(政)</sup>随<sup>(随)</sup>サセ給テ帰給テ後筑前國三笠郡ニシテ皇子御誕生アリヤカテ彼所ヲハ生ノ宮トソ申ケル

御位ニ付給シカハ應神天皇トソ申其後神功

隨心院藏の平家物語断簡について

皇后(二オ)ハ大和國岩根若桜宮ニソマシマス應神

天皇モ同國輕嶋明カリノ宮ニ御座ス仁徳天皇

元年ニ攝津國難波ニ遷テ高津宮ニ御座履

中天皇二年ニ大和國ニ移テ十市郡ニ都ヲ立

繁生天皇元年ニ河内國ニ移テ柴垣ノ宮ニ御座

允教天皇四十五年ニ大和國泊瀬朝倉宮ニ御座

繼體天皇五年ニ山城國都津城ニ移テ十二年

其後乙國フトニ宮居シ給宣化天皇元年ニ大和國ニ

移テヒノクマノ入野宮ニ御座ス孝徳天皇大化九年ニ

攝津國長柄(二ウ)ニ移テ豊崎ノ宮ニスマセ給フ濟明天皇

二年ニ大和國ニ移テ岡本ノ宮ニ御座天智天皇六

年ニ近江國(徒)ニ徙テ大津宮ニ住セ玉フ天武天皇二年ニ

大和國ニ移テ岡本南宮ニ御座是ヲ清見原ノ御門

トソ申ケル持統文武二代ノ聖朝ハ同國藤原ノ宮ニ

御座元明天皇ヨリ光仁天皇迄七代ハ奈良京

春日里ニ御座然ニ桓武天皇御宇延暦三年

十月二日奈良京春日里ヨリ山城國長岡ニ

移テ十年ト云シ正月大納言藤原小黒丸散記

左大弁紀ノコサヒラ大僧都月卿等ニ仰付テ

(二オ)

門野郡宇多ノ村ヲ被見ルニ兩人共ニ奏云此地ノ驂ヲ

見ニ左青龍右白虎前朱雀後玄武四神

相應ノ地ナリ尤帝都ヲ定ニ足ヌト申仍多木ノ

郡ニ御坐賀茂大明神告進テ延曆十年

十一月一日ニ長岡ノ京ニハ被移帝王ハ卅三代

三百八十余年星霜ヲ送迎其後代々ノ御門

都ヲ他所エ被移事多有<sub>レ</sub>桓武天皇如

此勝タル地未有シトテ諸道ノ才人等仰付テ長

久ナルヘキ様ニトテ土ニテ八尺ノ人形ヲ造セ鐵ノ鎧甲ヲ着セ

鐵<sub>(二ウ)</sub>ノ弓矢ヲ持セテ東山ノ岑ニ西面ニ立テ被埋ケル

未代ニ及迄此京ヲ他國エ移事有ハ汝守護

神ト成ヘシト御約束有ケリサレハ天下事出來

トテハ彼塚頻ニ鳴動ス將軍塚トテ于今アリ

中ニモ此京ハ平安城ト云平ニ安城ト書タリ

尤モ平家ノ崇ムヘキ都也然所入道相國於福原ニ新

都ノ企無謂事トソ京ニモ田舎ニモ日本國ノ人

同ク申合ケル左(虫贖)□ハ此事竟ニ不成就者也於

此ノ兵庫ノ嶋ノ繁昌至テ今日出度事也

是ハ偏ニ入道殿ノトクトソ覺也云々

〔附記〕本資料の調査等について、随心院の市橋真明僧正始め御当局各位に格別の御芳情を賜った。記して茲に厚く御礼申上げる次第である。なお、本稿は平成元年度科学研究費補助金総合研究(A)「平安鎌倉時代語研究資料の総合的調査研究」(代表者小林芳規)による成果の一部である。